

13. 同第6項の主張は争う。
14. 請求原因④の第1の主張は争う。
15. 特記事項の主張は争う。

第3 被告の主張

1. 原告は、請求原因⑤に書かれているとおり、請求原因②及び③を起因として本件の訴訟を行っている。従って本件に直接関係のない事実や主張に関しては、説明を要しないものである為、詳細説明を割愛する。
2. 原告がJM公式サイト内のMembersRoomの使用を停止されている事実は、認める。
3. MembersRoomは、各会員のIDの取得を必要とするが、IDの取得は任意であり、全ての会員がIDを取得しているものではない。利用も会員の意思によるものであり、MembersRoomの利用状況は会員資格の構成要素にはならない。
4. MembersRoomを利用する全ての者は、利用者(JAPAN MENSA会員の内、ID取得者)のみが見ることが出来る場所として認識しており、当然掲示板も、利用者以外に公開されることは無いと信じたうえで、個人の職業・行動・思想等が含まれる、様々な会員に関する情報が書かれているものである。従って、個人情報であるか否かに関わらず、すべての情報は許可なく他に開示してはならない。これについては、基本規約24においても明記されている。原告は、基本規約24で述べている、「特定の会員に関する情報」を、原告にとって都合よく、狭義にとらえているが、会員が掲示板に書いた情報は、いかなる内容であってもすべて特定の会員に関する情報と捉えるべきである。
5. 原告が他の会員に対し、個人の情報を公開すると宣言した事(乙3号証)は、特定された会員のみではなく、その発言を見た他の会員に対しても脅威を感じさせるものであり、以後掲示板への書き込みを躊躇するものや、場合によっては、MENSAを退会したくなるような状況が十分考えられるものであり、この観点からも、原告の取った行動はメンサに不都合な行為である。
6. 原告は、被告が行ったID停止解除の条件として誓約書を提出することに対し原告のみが制約を受けなければならない合理的な理由は存在しないと述べているが、一般社会においても、何か問題を起こした場合、始末書を書く等は通常行われている事であり、基本規約25によるID停止という制裁を行っているが、再度原告がIDの利用が出来るように配慮して、誓約書の提出を求めたものである為、不当な行為であるとは言えない。

7. 本件に関わる経緯

- (1) 原告の ID 一時停止は、2011 年 10 月 1 日である。(乙第 1 号証)
- (2) ID 一時停止開始日（2011 年 10 月 1 日）に、法務担当より原告との面会を行いたい旨 MAIL にて通知した（乙第 2 号証）が、原告はこれに応じなかつた為、委員会にて会議を行い、2011 年 12 月 28 日に法務担当より原告に対する内容証明(甲 2 号証)にて、事情聴取を行う旨通知したところ、原告は一時的に日程調整の態度を見せたが、様々な条件を付け、原告の条件を満たさなければ事情聴取にも応じない旨、法務担当に通知してきた為、運営委員会は、原告の会員資格の停止を含む処分について、検討を始めた。
- (3) この間、JAPAN MENSA 運営委員の改選があり、2012 年 3 月に被告（JAPAN MENSA 議長）より、原告の処分については、次期委員会に引き継ぐ旨、原告に MAIL にて通知をした。
- (4) 2012 年 4 月に新法務担当(改選後も前任者と同じであった)より、原告の条件を受け入れる形で、事情聴取をする旨通知をした。
- (5) 法務担当より、事情聴取の日程を提案したが、その都度原告の都合により延期が行われ、2012 年 10 月 28 日に初めて事情聴取を行う事が出来た。この時点では、原告に対する委員会内の担当は JAPAN MENSA 副議長（以下副議長）に変更になっている。
- (6) 事情聴取の内容を踏まえ、原告の処遇に関して運営委員会にて協議し、決定した内容を、2013 年 2 月 25 日に副議長より原告に通知（甲 3 号証）した。

8. ID 停止の理由

- (1) 被告が、JAPAN MENSA 原告の ID を停止した理由は、②原告が原告に対する制裁の事実 1 にて、主張するような、単なる会員間の言い合いによるトラブルではなく、会員の自宅付近に情報を流すといった脅迫めいた書き込みによるものである。（乙 3 号証）。
- (2) 被告は、掲示板の運営方法として、掲示板内にて行われる、個人間の意見の違いによる応酬には一貫して不介入の立場をとってきたが、原告が行った、外部に開示する予定が無く会員が書いた内容を、本人及び運営委員会の許可なく、原告の友人へ開示した事。「貴方の周囲の人間や生徒の目に触れるのが楽しみです。」等の、会員を脅威に陥れるような行為を行ったことが、会員の重大な権利を侵害するものとし、問題となつた。
- (3) 原告も、甲 2 号証 3 ページ目中段付近にて、「まあ私としても、これが正しいとは思っていませんが...。」と認識している。

- (4) 以上の経緯と理由により、委員会は ID の停止とその解除の具体的な方法を示したうえで決議したものである。
- (5) JAPAN MENSA 基本規約(甲第1号証)22会員の義務(c)により、原告は運営委員会の決議に従う義務がある。
9. 以上により、本件 ID 停止等の措置については、手続的にも実体的にも何ら違法性はないのであるから、原告の請求に応じることはできない。

第4 求釈明申立書に関する事項

- 原告の発言の内問題となっているのは、乙3号証に示した部分である。
- 対象人物は、MembersRoom を利用する全ての会員
- このような発言や、行動をする人物がいる事は、いつ自分の情報を、MembersRoom から外に持ち出されるかわからないという、恐怖を感じ、自由な発言を阻害したり、場合によってはメンサから退会する事態が起こることが想定される。
- 個人の情報を自分の知らないところで許可なく流出されることは、望まれない事であり、強硬手段的にそれを行うものがいることは、恐怖を感じるからである。

第5 求釈明の申立

- 本件の重要な争点を占める、原告が掲示板の内容を公開した相手が、MENSA に所属するものであるか否か、又その氏名を明らかにされたい。

証拠方法

- 乙第1号証 掲示板抜粋 (ID 停止をした事実の証拠)
- 乙第2号証 法務担当より原告への MAIL コピー
- 乙第3号証 掲示板抜粋 (原告より他の会員へ脅威を与えた証拠)